

別 紙

袋井市議会議員政治倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、袋井市議会議員（以下「議員」という。）が遵守すべき政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の資質の向上及び誠実かつ公正な職務の遂行を確かなものとし、袋井市議会基本条例（平成27年袋井市条例第29号）の趣旨の実現に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民全体の代表者として、市政に携わる責任を深く自覚し、市民の信頼に値する高い倫理性を保持しなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれた場合には、その疑惑を自ら解明し、市民に対し、その責任を明らかにするよう努めなければならない。

(市民の役割)

第3条 市民は、主権者として自らも市政を担い、公共の利益を実現する責任を負うことを自覚するとともに、議員の政治活動への関心を持つよう努めるものとする。

2 市民は、自己又は特定の者の利益を図るため、議員に対し、その地位による影響力を不正に行使するよう働きかけてはならない。

(宣誓)

第4条 議員は、この条例を遵守する旨の宣誓をしなければならない。

2 前項の宣誓は、当該議員の任期の初日から最初に招集される議会の会議までの間に行うものとする。

(政治倫理基準)

第5条 議員は、次に掲げる事項（以下「政治倫理基準」という。）を遵守しなければならない。

(1) 常に市民全体の利益の実現を目指して行動し、特定の利益の実現を求めて市民全体の利益を損なわないこと。

(2) 地位を利用して不正を疑われるような金品の授受、飲食の供応その他これに類する行為をしないこと。

- (3) 政治活動に関し、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受けないものとし、自らの後援団体に対しても同様に取り扱わせるよう措置すること。
- (4) 市の職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するような働きかけをしないこと。
- (5) 市の職員の採用、昇任、異動等の人事に関与しないこと。
- (6) 発言又は情報発信を行う場合（第三者をしてこれらをさせる場合を含む。）は、確たる事実に基づき公人としての自覚及び責任を持ち、誹謗中傷の言動その他他人の名誉を毀損し、又は人格を損なわせる行為をしないこと。
- (7) その地位を利用して、強制、強要、圧力をかける行為、ハラスメント、差別その他の人権侵害及び営業妨害のおそれのある行為をしないこと。
- (8) 職務上知り得た情報を不正に利用し、又は第三者等に伝達しないこと。
- (9) 暴力団（袋井市暴力団排除条例（平成23年袋井市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）等反社会的勢力に関与しないこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、議員としてその品位と名誉を損なう一切の行為をしないこと。

（補助等を受けている団体等の長への就任）

第6条 議員は、法令等で定めがある場合及び市議会であらかじめ定める場合を除き、市から負担金、補助金又は交付金を受けている団体の長又は市が設置する委員会、審議会、協議会その他これに類する組織の長に就任しないように努めなければならない。

（審査の請求）

第7条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第18条に規定する当市に選挙権を有する者（以下「有権者」という。）又は議員は、議員が第5条に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは、これを証する書類を添えて、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める連署をもって、その代表者（以下「請求者」という。）から議長に対し、審査の請求（以下「審査請求」という。）をすることができる。この場合において、連署に係る署名は、当該審査を請求した日前1月以内に行われたものでなければならない。

- (1) 市民が請求する場合 有権者100人以上の者の連署
- (2) 議員が請求する場合 議員定数の8分の1以上の議員の連署

2 前項第2号の連署は、2以上の異なる議会の会派（いずれの会派にも属さない議員に

あつては、その全員をもって1の会派とみなす。)に属する議員によるものでなければならない。

3 議長は、審査請求があつたときは、当該審査請求の内容及び書類を審査し、不備があると認めるときは、相当の期間を定めて当該審査請求の請求者に対し、その補正を求めることができる。

4 議長は、審査請求が次に掲げるいずれかに該当するときは、当該審査請求を却下することができる。

(1) 審査請求をすることができない者によって行われたとき。

(2) 連署に係る要件を満たしていないとき。

(3) 政治倫理基準に違反しないことが明らかであるとき。

(4) 請求者が前項の規定による補正に応じないとき。

5 審査請求は、当該違反を疑う行為があつた日又は終わった日から1年を経過したときは、これを請求することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

(審査会の設置等)

第8条 議長は、審査請求が適当であると認めるときは、当該審査請求がされた日から1月以内に袋井市議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置し、当該審査請求に係る事案(以下「審査事案」という。)の審査を付託するものとする。

2 審査会は、委員8人以内をもって組織する。

3 審査会の委員(以下「委員」という。)は、議員及び有識者とし、議長が公正を期して指名する。

4 審査の対象となった議員(以下「審査対象議員」という。)は、当該審査事案に係る委員となることができない。

5 第3項に規定する委員のうち有識者の委員の報酬は、袋井市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びにその支給に関する条例(平成17年袋井市条例第34号)別表のその他法令、条例の規定による委員の報酬額とする。

6 委員の任期は、第11条第1項の規定による審査結果の報告が終了した日までとする。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

8 委員は、公平、公正かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

(審査会の審査等)

第9条 審査会は、議長から審査事案の審査を付託されたときは、政治倫理基準に違反する行為（以下「違反行為」という。）の存否について調査するとともに、違反行為が認められた場合は、審査対象議員に対し講ずべき措置を決定する。

2 審査会は、審査対象議員に審査会の会（以下「会議」という。）への出席を求め、弁明の機会を与えなければならない。

3 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、審査事案に係る者、識見を有する者等に対し、会議への出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることができる。

4 会議は、公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の同意により非公開とすることができる。

5 審査会の委員長及び副委員長の選任、招集、表決等については、袋井市議会委員会条例（平成17年袋井市条例第167号）第8条から第22条まで、第32条及び第51条から第61条までの規定を準用する。

6 審査会は、審査の結果、審査対象議員に対し、議員辞職を勧告する表決を行う場合は、前項の規定にかかわらず、3分の2以上の委員が出席し、かつ、その4分の3以上の多数をもって決する。

（議員の協力義務）

第10条 議員は、審査会からの求めに応じ、審査に必要な書類を提出し、又は会議に出席して意見を述べなければならない。

（審査結果の報告等）

第11条 審査会の審査が終了したときは、委員長は、報告書を作成し、議長に提出しなければならない。

2 前項の規定による報告書の提出は、審査会が付託を受けた日から90日以内に行うものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

3 議長は、第1項の規定による報告書の提出を受けたときは、請求者及び審査対象議員に対し、速やかに審査結果を通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

（審査対象議員に対する措置）

第12条 議長は、前条第1項の規定による報告書の提出がされたときは、その報告を尊重し、議会運営委員会の議決を経て、次の各号のいずれかの措置を講ずることができる。

（1）口頭注意 議長が審査対象議員に対し口頭で注意すること。

(2) 文書による戒告 議長が審査対象議員に対し文書で戒告し、及び当該戒告文書を公表すること。

(3) 議場における陳謝の勧告 議長が審査対象議員に対し議場において陳謝すべきことを文書で勧告し、及び当該勧告文書を公表すること。

(4) 一定期間の出席自粛の勧告 議会運営委員会が本会議に審査対象議員に対する出席自粛勧告決議案を提出すること。

(5) 議員辞職の勧告 議会運営委員会が本会議に審査対象議員に対する議員辞職勧告決議案を提出すること。

(6) その他議会が必要と認める措置

2 議長は、前項に規定する措置を講じたときは、その事実を本会議で報告するとともに市民に公表し、及び審査請求した者に対し、その旨を報告しなければならない。

3 議長は、審査会の勧告と異なる内容である措置を講じたときは、前項の規定による公表及び報告において、異なることとなった理由を示さなければならない。

4 議長は、第1項第4号及び第5号に定める決議案が提出されたときは、その審議の後に、第2項の規定による報告及び公表をするときは同一の方法で、審査対象議員に意見表明の機会を与えなければならない。

5 議長は、審査対象議員の名誉を回復することが必要であると認めるときは、所要の措置を講じなければならない。

(議長職務の代行)

第13条 議長が審査対象議員となったときは副議長が、議長及び副議長が共に審査対象議員となったときは議会運営委員会の委員長が、この条例に規定する議長の職務を行うものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。